

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年11月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 測量機関

浜松市

2 作業の種類

公共測量（(1) 空中写真測量（地上画素寸法14cm）写真地図作成（地図情報レベル1000）、
(2) 空中写真撮影（地上画素寸法25cm）写真地図作成（地図情報レベル2500））

3 作業期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

4 作業地域

- (1) 浜松都市計画区域内及び都市計画区域外の一部（新東名を含む引佐南部地区及び緑恵台地区、川名地区）
- (2) 都市計画区域外（旧引佐町の一部及び天竜区の一部）